

令和3年第1回

美里町農業委員会定例総会議事録

第1回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 令和3年1月25日(月)午後1時30分から午後2時15分
- 2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール
- 3 出席委員(16名)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	3番 大崎 幸信
4番 我妻 卓美	5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦
7番 大友 重善	8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一
10番 遊佐 恭一	11番 柴山 真二	12番 尾形 司
13番 鈴木 幸博	14番 福田 なほ子	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		
- 4 欠席委員(なし)
- 5 報告事項
 1. 農家相談日について
 2. 携帯電話基地局事業計画届出書について
 3. 利用権設定の合意解約による通知について
 4. 非農地証明願について
 5. 農地法第5条の規定による許可書の返戻について
- 6 議 事
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 買受適格証明願について
 - 第3号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
 - 第5号議案 美里農業振興地域整備計画の変更について
- 7 その他連絡・報告事項
 1. 令和3年1月事業報告について
 2. 令和3年2月事業予定について
 3. その他
- 8 農業委員会事務局職員(1名)

事務局長 菊地 和則

9 会議の概要

事務局

定刻になりましたので、ただいまより令和3年第1回美里町農業委員会総会を開会いたします。

今月総会も、美里町新型コロナウイルス感染症対策本部の方針により、12月総会と同様、一部を除き事務局の朗読は省略させていただきますので、よろしくご理解とご協力のほどお願いいたします。

また、総会の冒頭での会長挨拶も省略しますので、重ねてご理解とご協力のほどお願いいたします。

それでは、議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願い申し上げます。

議長

それでは、これより令和3年第1回美里町農業委員会総会を開催いたします。

議長

本日の出席委員は16名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

議長

次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条第1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。7番大友重善委員、8番佐々木幸一郎委員のお二人をお願いいたします。

議長

それでは、報告事項に入ります。
農家相談日について、1月8日と1日20日に農家相談を行っておりますので、最初に1月8日の担当委員より報告願います。

鈴木幸博委員

それでは、1月8日金曜日の農家相談日について13番鈴木より報告申し上げます。南郷庁舎202会議室におきまして邊見職務代理、福田なほ子委員、そして私鈴木の3人で相談を行い、相談件数は2件でした。

1件目は、●●地区の●●●●●さんという方が見えられまして、昨年7月に相談申し上げていた売りたい農地の件が、その後どのような状況になっているのか、家族と相談して自分が買えない結果になり、交換等も考えていたのですが、その件が気になって来てみたということでした。それで、対応なされていると思われた遊佐恭一委員にその場で電話を差上げたのです

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項4番、非農地証明願について、報告事項2番、報告事項3番同様、事務局による朗読は省略しますが、1月15日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

久道雄悦委員

それでは、報告します。今月の農地調査委員会は、所用により我妻卓美委員と古内世紀委員が交換の上我妻卓美委員が担当し、委員長である私6番久道、邊見会長職務代理者、事務局から高橋次長の計5名により1月15日に現地調査をいたしました。

番号1について、現地は●●●●地区の●●に位置しており、昭和●●年●月●●日に転用許可を受けた土地でありますので、特に問題が見当たらないことから、証明書の発行は妥当と判断いたします。

議長

ご苦労さまでした。

農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項5番、農地法第5条の規定による許可書の返戻について、既に皆様には総会資料をお配りしており、一読されたと思いますので、不明な点があれば説明いたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、この件につきましては、今月総会の第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての議案番号3番において、計画変更の上、再度申請されておりますので報告申し上げます。

続きまして、議事に入ります。

議長

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

先ほどの各種報告事項についてと同様、事務局による朗読は省略し、委員皆様には総会資料はお目通しされたと思いますので、第1号議案について、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、全て賛成ですので、原案どおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、買受適格証明願についてを議題といたします。

年間を通してあまり案件がない議案ですので、この議案については事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、説明いたします。

第2号議案、買受適格証明願について。ページ数は総会資料の12ページと13ページになります。

議案番号1番と2番につきましては、所有者及び申請人ともに共通しております。大字はどちらも●●地区で変わりありませんが、片方が●●●●、もう片方が●●●、これは土地改良区が違うという部分で分けられました。●●●●につきましては●●●土地改良区、●●●につきましては●●●●土地改良区ということでございます。

この件につきまして、経過を申し上げますと去年の秋口、稲刈りが始まる頃から売買の話が出てまいりました。当初、売買という流れで進めていたのですが、所有者が4人で持分もそれぞれありましたが、4人全員の意見がまとまらなかったということで、今回美里町の競売にかかったという流れになりました。

そして、年が明け、今月の●日から●●日まで縦覧期間を設定し、応募されたのが●●市の●●●●さんお一人だったということでございます。

先ほども申しあげましたように、2つの案件がありますので、これにつきましては最低見積価格が12ページの下段にございますが、これに対してどの位の金額で応札するかということになります。

もう1つの案件につきましても、13ページの下段に最低見積価格がございますが、この金額に対して●●市の●●●●さんがどの位の金額で応札するかということになります。

簡単ではございますが、この買受適格証明願についての経過については以上でございます。どうぞよろしくご審議の程お願いします。

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第2号議案、買受適格証明願について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第2号議案、買受適格証明願については、当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価格買受申出人となり、農地法第3条第1項の許可申請書を提出した場合において、農業委員会会長が競売証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可するものといたします。

議長

続きまして、第3号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

この議案については、事務局による朗読は省略し、委員皆様は総会資料をお目通しされたと思いますので、第3号議案、13件において審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第3号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第3号議案、農用地利用集積計画書審議については、13議案全て賛成ですので、原案どおり許可とし町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

先ほどの第3号議案、農用地利用集積計画書審議についてと同様、事務局による朗読は省略し、委員皆様には総会資料はお目通しされたと思いますので、1月15日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、議案番号1番から5番について、農地調査委員会の担当委員より一括で調査結果についての報告をいただきます。

久道雄悦委員

それでは報告します。第4号議案の番号1については、●●地区の●●に位置しており、譲受人である●●●●●●●●の資材置場設置が転用目的となります。現地は工場敷地に隣接し、●●●●●●沿いであるため、転用目的を達成できる適地と思われます。周辺500メートル以内に●●●●●●●●があるため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

番号2については、現地は●●地区の●●●●●●に位置しており、転用目的は居宅敷地であります。南側に10ヘクタール以上の農地が広がっており、申請地はその一角でありますので、用地区分は第1種農地となります。居宅建築は例外に該当するため、転用可能でありますし、農地以外の土地が見当たらなかったことから、やむを得ず許可相当と見てきました。

番号3については、現地は●●地区の●●●●●●に位置しており、転用目的は居宅敷地であります。農地法第5条の規定による許可書の返戻についての番号1で許可書を返戻し、今回再度、居宅建築のための申請となります。農地区分は第1種農地となりますが、今回再度居宅建築のための申請となります。申請地北側に10ヘクタール以上の農地が広がっており、申請地はその一角にありますので、用地区分は第1種農地となりますが、居宅建築は例外に該当するため、転用可能でありますし、農地以外の土地が見当たらなかったこ

とから、やむを得ず許可相当と見てきました。

番号4について、現地は●●地区の●●●を含んでおりますが、●●地区の●●●に位置しており、転用目的は太陽光発電設備設置であります。都市計画用途地域内にあることから、用地区分は第3種農地で、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

番号5について、現地は●●●●地区の●●に位置しており、転用目的は●●●●●●●●の●●●●建築であります。都市計画用途地域内にあることから、用地区分は第3種農地で、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、議案番号1番から5番までの5議案について審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての議案番号1番から5番までの5議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第5号議案、美里農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

件数は2件でございますが、初めに事務局より説明をお願いします。

事務局

(第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございます。

続きまして、1月15日に農地調査委員会において現地調査を実地しておりますので、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

久道雄悦委員

申請地の●●●地区の●●●については、非農地証明書を交付したことによる農用地区域からの除外であり、●●地区の●●●●については居宅建築を目的とした農用地区域からの除外です。両方とも国営かんがい排水事業完了から8年以上経過し、特に問題も見当たらず、許可相当と見てきました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、この2件について審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第5号議案、美里農業振興地域整備計画の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第5号議案、美里農業振興地域整備計画の変更について、原案どおり異議なしの意見を付し、美里町長に報告いたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第1回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和3年 月 日

会 長

署名委員 7番

署名委員 8番